

平成19年1月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成17年(ワ)第19482号損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成18年12月4日

判 決

東京都

原 告

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗  
同 國 吉 朋 子  
同 高 畠 希 之

大阪市

被 告

福岡市

被 告

大阪市

被 告

堺市

被 告

福岡市

被 告

大阪府高槻市

被 告

大阪市

被 告

大阪市

被 告

上記8名訴訟代理人弁護士

東京都

被 告  
同訴訟代理人弁護士  
同

東京都

被 告  
主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帶して1485万円及びこれに対する平成17年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

主文と同旨。

##### 第2 事案の概要

本件は、原告が、被告らに対し、原告は日本エフエックス株式会社（以下「日本エフエックス」という。）との間で外国為替証拠金取引を行っていたが、上記取引は公序良俗に違反するとばく行為に当たるから、日本エフエックス、同社の従業員であり上記取引の担当者であった被告　及び被告　が原告に上記取引を行わせた行為は不法行為であり、又は、上記各被告らには、原告を上記取引に勧誘しこれを行わせるに当たって、適合性原則違反、説明義務違反などの不法行為があり、原告はこれによって日本エフエックスに対して上記取引に当たり交付した1350万円及び弁護士費用相当額135万円の合計1485万円の損害を被ったと主張して、被告　及び被告　に 대해서は不法行為に基づき、日本エフエックスの代表取締役、取締役及び監査役であったその余の被告に対しては不法行為又は平成17年法第87号による

改正前の商法（以下「旧商法」という。）266条の3第1項又は280条による損害賠償責任に基づき、上記損害金1480万円及びこれに対する上記不法行為の後の日である平成17年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、原告は、日本エフエックスを相被告として本件訴えを提起し、日本エフエックスに対し、上記同旨の主張をするとともに、原告と日本エフエックスとの間の外国為替証拠金取引は公序良俗に違反し又は原告の錯誤により無効であり、若しくは詐欺によるもの又は消費者契約法に違反するものとしてこれを取り消すと主張して、不当利得の返還若しくは不法行為又は使用者責任に基づく損害賠償を求めていたが、平成18年1月25日、日本エフエックスに対して破産手続開始決定がなされ、日本エフエックスに対する訴訟手続は中断した。

## 1 爭いのない事実等

(1)ア 原告は、昭和6年生まれの男性であり、東京藝術大学を卒業した後、ビオラ奏者として生活していた者である（甲20、原告本人）。

イ 日本エフエックスは、外国為替証拠金取引等を取り扱う株式会社であるが、同社に対しては、平成18年1月25日、大阪地方裁判所から破産手続開始決定がなされた（同序平成17年(フ)第13615号）。

ウ 被告（以下「被告」という。）及び被告（以下「被告」という。）は、上記当時、日本エフエックスの従業員であった者であり、原告を後記(2)の取引に勧誘した者である。

被告（以下「被告」という。）は、原告が日本エフエックスとの間で後記(2)の取引を開始した当時、日本エフエックスの代表取締役であった者である。

被告、被告（以下「被告」という。）、被告（以下「被告」という。）、被告は、いずれも、上記当時、日本エフエックスの取締役であった者である。

被告 (以下「被告」) は、上記当時、日本エフエックスの監査役であった者である。

被告 は、平成16年3月30日まで日本エフエックスの代表取締役であり、平成17年7月21日まで日本エフエックスの取締役であったほか、上記当時、日本エフエックスの実質的な経営者であった者である (以下、被告、被告、被告、被告、被告、被告、被告、被告を併せて「被告取締役ら8名」という。)。

(2) 原告は、被告 及び被告 の勧誘により、日本エフエックスとの間で、平成17年3月28日ころから同年8月29日ころまでの間、外国為替証拠金取引を行い (以下「本件取引」という。)、日本エフエックスに対し、本件取引に当たり、同年3月28日に120万円、同月30日に80万円、同年4月12日に250万円、同月18日に300万円、同月22日に200万円、同月25日に400万円の合計1350万円を交付した。

## 2 争点

(1) 日本エフエックスが原告に本件取引を行わせた行為、被告、被告及びそのほかの日本エフエックス従業員が原告に本件取引を行わせた行為は、不法行為に当たるか。

(原告の主張)

### ア 公序良俗に違反する違法行為

外国為替証拠金取引は、原告と日本エフエックスとがそれぞれ互いに差金決済契約の当事者となり、為替相場等の変動という偶然の事情によって、為替変動ないし金利差に基づき差金決済を行い、金銭の得失を争う相対取引であり、何らの経済的合理性もなく、とばくに当たり、公序良俗に違反し違法であって、その違法性を阻却する正当事由は存しない。

したがって、原告との間で本件取引を行った日本エフエックスの行為や、

原告を外国為替証拠金取引である本件取引に勧誘してこれを行わせた被告及び被告　そのほかの日本エフエックスの従業員の行為は、不法行為を構成する。

#### イ 注意義務違反

仮に本件取引が公序良俗に違反する違法行為ではないとしても、本件取引のような外国為替証拠金取引は、少額の証拠金によって多額の取引をするものであって、強度の投機性を有する取引である上、これを行うためには、高度に専門的な知識と経験に基づいて専門的情情報を収集、分析し、継続的に為替変動等を的確に予測する必要があり、また、それ自体理解が困難な仕組みを有する取引である。さらに、一般の顧客は、取引判断を行うに際し、取引業者及びその従業員に全面的に依存せざるを得ないほか、相対取引である以上、一般の顧客と取引業者との間には利益相反がある。

そして、本件取引に係る事実経過等は、別紙事実経過一覧表中原告の主張欄記載のとおりであり、被告　及び被告　そのほかの日本エフエックスの従業員が原告を上記のような外国為替証拠金取引である本件取引に勧誘してこれを行わせた行為は、以下の注意義務違反により、不法行為を構成する。

#### (ア) 適合性原則違反

原告は、昭和6年生まれの高齢者であり、年金を受給して生活していた者であり、上記のような外国為替証拠金取引の仕組みを理解する能力やその危険に適応する能力を有さず、また、本件取引を行うに必要な資産も有していないかったのに、被告　及び被告　そのほかの日本エフエックスの従業員は、原告を本件取引に勧誘し、これを行わせた。

#### (イ) 断定的判断の提供

被告　及び被告　は、原告に対し、原告を本件取引に勧誘するに当たり、絶対にもうかる、必ず利益は出せる、必ず取り戻せる、などと

断定的判断を提供した。

(ウ) 説明義務違反

被告 及び被告 は、原告に対し、原告を本件取引に勧誘するに当たり、上記のような外国為替証拠金取引の仕組みや危険性、特に、本件取引が原告と日本エフエックスとの間の相対取引であって両者の間に利益相反があることについて、説明をしなかった。

(エ) 過当取引、新規委託者保護育成義務違反

被告 及び被告 そのほかの日本エフエックスの従業員は、原告がいまだ外国為替証拠金取引について十分な理解がないのに、わずか1か月のうちに1350万円もの証拠金を交付させて本件取引を行わせた。

(オ) 一任売買

日本エフエックスの従業員は、原告の具体的な指示を受けないで、原告に本件取引を行わせた。

(カ) 仕切拒否

日本エフエックスの従業員は、原告が本件取引を手仕舞うとの申出をしたのに、虚偽の事実を述べるなどしてこれを妨げた。

(被告取締役ら8名の主張)

ア 外国為替証拠金取引は、証拠金を担保とする外国通貨の売買取引であり、その価額が変動することは当然であるし、信用取引であるため決済時には差額決済を行うのが原則であるものの、代金の全額を支払って現物通貨を受領することも可能である。また、外国為替証拠金取引は、相対取引が原則ではあるが、適用される為替レートは透明性が高く、外貨預金の代替取引などとしての経済的合理性及び有用性を有する現実の取引である。

したがって、外国為替証拠金取引はとばくには当たらず、違法な行為ではない。

イ 本件取引に係る事実経過については、別紙事実経過一覧表中被告取締役ら8名の反論等欄記載のとおりである。

本件取引に適用される為替レートは、公正であり比較的安定しており、また、その変動等に係る情報は一般の顧客においてもたやすく理解し、入手しやすいものであるし、損失額はほぼ限定されているから、本件取引の適合性について厳格に解すべき理由はない。

また、被告及び被告は、原告に対し、原告を本件取引に勧誘するに当たり、外国為替証拠金取引の内容について、パンフレットを用い、また、その仕組みを図示するなどして、その仕組みや危険性について説明し、原告の理解を得た。

(被告の主張)

ア 上記被告取締役ら8名の主張アと同じ。

イ 本件取引に係る事実経過については、別紙事実経過一覧表中被告の反論等欄記載のとおりである。

原告は、本件取引の当時、既にジェイ・ピー・リツ株式会社との間で本件取引と同様の外国為替証拠金取引を行っていた経験があり、同取引の仕組みや危険性等について熟知していた。

また、被告は、原告に対し、原告を本件取引に勧誘するに当たり、外国為替証拠金取引の危険性について、元本は保証されないと、十分に説明した。

## (2) 被告らの責任

(原告の主張)

ア 被告及び被告の責任

被告、被告が原告に日本エフエックスとの間で本件取引を行わせた行為は、前記(1)の原告の主張のとおり、不法行為に当たる。

イ 被告取締役ら8名の責任

(ア) 被告　　は日本エフエックスの代表取締役、被告　　, 被告　　はそれぞれその取締役、被告　　はその監査役、被告　　はその実質的経営者として、いずれも、日本エフエックスの業務に関与していたものであるから、被告　　及び被告　　そのほかの日本エフエックスの従業員並びに日本エフエックスとともに、共同不法行為責任を負う。

(イ) 又は、被告取締役ら 8 名は、日本エフエックスの前記アの不法行為につき日本エフエックスの業務に関し取締役及び監査役として監督を怠った故意過失により原告に損害を与えたものであるから、原告に対し、日本エフエックス並びに被告　　及び被告　　そのほかの日本エフエックスの従業員の原告に対する不法行為によって原告が被った損害について、旧商法 266 条の 3 第 1 項又は 280 条に基づき賠償する責任を負う。

仮に、被告　　, 被告　　及び被告　　らが名目上の代表取締役、取締役及び監査役であったとしても、同被告らは、その旨善意の第三者である原告に対抗することができないから、原告に対する上記賠償責任を免れない。

(被告　　の主張)

前記(1)の被告　　の主張のとおり、被告　　の原告に対する行為は不法行為に当たらない。

なお、被告　　が本件取引に関与した部分は限られているから、仮に本件取引について被告　　を除く被告らに原告に対する不法行為が成立するとしても、これと被告　　の行為との間には、被告　　に上記被告らとの共同不法行為が成立するだけの関連性がない。

(被告取締役ら 8 名の主張)

ア　被告　　は、10 年来の知人であった被告　　から頼まれて、名目

上日本エフエックスの取締役及び代表取締役となることを承諾したのにすぎない。

イ 被告 は、夫である被告 から頼まれて、名目上日本エフエックスの取締役となることを承諾したのにすぎない。

ウ 被告 は、夫である被告 から頼まれて、名目上日本エフエックスの取締役となることを承諾したのにすぎない。

エ 被告 は、20年来の友人であった被告 から頼まれて、名目上日本エフエックスの取締役となることを承諾したのにすぎない。

オ 被告 は、妻の弟である被告 から頼まれて、名目上日本エフエックスの監査役となることを承諾したのにすぎない。

### (3) 損害

#### (原告の主張)

原告は、被告ら及び日本エフエックスの不法行為によって、争いのない事実等(2)のとおり日本エフエックスに対して本件取引に当たり交付した計1350万円及び弁護士費用としてその1割に相当する135万円の合計1485万円相当の損害を被った。

### (4) 被告らの原告に対する損害賠償責任について、過失相殺がなされるか。

#### (被告 及び被告 並びに被告取締役ら8名の主張)

仮に被告らが原告が本件取引によって被った損害について賠償する責任を負うとしても、原告は外国為替証拠金取引について熟知しているながら本件取引を行ったものであるから、過失相殺がなされるべきである。

#### (原告の主張)

被告らが原告に対して負う損害賠償責任について、過失相殺を行うべき必然性や妥当性はなく、過失相殺を行うことは正義、公平に反する。

## 第3 当裁判所の判断

1 被告 は、適式の呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁

書その他の準備書面を提出しないから、請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなす。

2 争点(1) (日本エフエックス、被告 及び被告 の不法行為の成否)

(1) 証拠 (甲21, 乙イ1ないし4, 乙ハ1, 被告 本人) 及び弁論の全趣旨によれば、本件取引の概要は、以下のとおりであったことが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

ア 本件取引は、アメリカドル、ユーロ等の通貨1万単位を取引の最小単位とし、原告は日本エフエックスに対して、アメリカドル及びユーロについては1万単位当たり5万円など、あらかじめ定められた証拠金を預託し、その20倍前後の額の当該通貨について、日本エフエックスの提示する値段によって売り又は買いの注文をし、日本エフエックスは原告の注文と反対の地位を取得して、外国為替市場におけるインターバンクレート等を参考にして日本エフエックスの定める為替レートに基づいて、原則として取引成立の2日後における差損金を決済する取引である。

イ 本件取引は、原告と日本エフエックスとの間の相対取引であって、注文、売買成立の報告、金銭の授受等はすべて原告と日本エフエックスとの間で行われる相対取引であり、原告が外国為替市場等を通じて取引をすることはない。

ウ 原告は、日本エフエックスに対し、本件取引に当たって、あらかじめ定められた取引手数料を支払う。

エ 本件取引の決済については、その期限は存在しないが、未決済の取引に係る値洗い損失額が増して一定の金額を超えた場合には、原告は日本エフエックスに対して、証拠金を追加して預託する必要がある。

オ 本件取引に用いられる為替レートについては、インターバンクレート等を基準として日本エフエックスが定めるものとされているが、本件証拠によつても、その適用される為替レートがいかなる方法によって定められる

かについては、一義的に明らかにはされていない。

カ 本件取引における決済は、一時点における為替レートに基づく差金決済が中心であり、原告が日本エフエックスから取引に係る通貨の現物を受領する方法については、明確な定めがなされていない。

(2) 上記(1)に認定したところによれば、本件取引は、原告が、日本エフエックスを相手方として、為替相場等の変動という偶然の事情によって変動する為替レートに基づいて注文した売買について、上記為替レートの変動によって生じる損益に係る差金決済を行い、偶然の勝敗によって金銭の得失を決定する相対取引であって、とばくに当たり、公序良俗に違反するものというべきものである。

そして、本件証拠によつても、本件取引について違法性が阻却されるべき法令上の根拠は認められず、また、上記(1)に認定のとおり、本件取引は、原告が日本エフエックスに対して預託した証拠金の20倍以上の取引を行うことができ、その変動を確實に予測することが困難な為替レートの変動に基づいて差金決済を行う取引であること、したがつて、原告においては、その発生及び額について予測困難な損失を被るおそれのある取引であることなどに照らせば、本件取引は、経済的合理性を有する取引であるとは到底認められず、その他、本件証拠によつても、その違法性を阻却するに足りる事実は認められない。

(3) 以上の次第で、本件取引はそれ自体が公序良俗に反し違法な取引というべきであるから、その余の点について判断するまでもなく、原告に本件取引を行うことを勧誘し、日本エフエックスとの間で本件取引を行わせた被告及び被告 そのほかの日本エフエックスの従業員の行為は違法であり、不法行為を構成するものというべきである。

### 3 爭点(2) (被告らの責任)

(1) 前記2に認定、説示のとおり、本件取引はそれ自体が違法なものであるか

ら、被告　　及び被告　　が原告を本件取引に勧誘した行為は不法行為を構成するから、被告　　及び被告　　は、原告に対し、原告が本件取引によつて被った損害を賠償する責任を負う。

被告　　が原告を本件取引に勧誘したのにとどまり、その後の具体的な取引について担当していなかったとしても、上記のごとき本件取引を行うことを勧誘して日本エフエックスに対して本件取引に当たって証拠金として金銭を交付することを求めた行為自体が不法行為に当たることは明らかであつて、原告が本件取引によって被った損害は、すべて被告　　の上記勧誘行為と相当因果関係にあるものというべきであるから、上記の事実をもつてしても、被告　　の責任を限定すべき理由はない。

(2)ア 次に、前記2に認定、説示のとおり、日本エフエックスがその顧客との間で本件取引を行うことはそれ自体が違法な不法行為に当たるものであることに照らせば、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　は、日本エフエックスの代表取締役及び取締役として、日本エフエックスの従業員である被告　　及び被告　　の行った原告に対する本件取引への勧誘や、原告が日本エフエックスとの間で本件取引を行うこと自体を未然に防止すべき義務を負っていたものというべきであり、また、被告　　は、日本エフエックスの監査役として、上記代表取締役及び取締役らが上記義務を履行するよう監督すべき義務を負っていたというべきである。

ところが、上記被告取締役ら8名は、争いのない事実等(1)イのとおり、日本エフエックスに、本件取引のごとき外国為替証拠金取引を行うことを業として行わせていたものであり、これに、証拠(甲11、甲12)及び弁論の全趣旨によれば、日本エフエックスは、顧客から預託を受けた保証金等を自己の固有財産と区別せずに管理し、その保全を行うなどの措置を探つていなかつたことが認められ、これを覆すに足りる証拠はないこと、

日本エフエックスは、これらの理由によって、平成17年11月22日及び同年12月21日、近畿財務局から、業務停止命令及び業務改善命令の行政処分を受けたことが認められることを併せて考慮すれば、被告取締役ら8名は、上記義務を怠り、また、被告　　及び被告　　が原告を本件取引に勧誘し、日本エフエックスが本件取引を行うことを未然に防ぐ処置を探らずにこれらを行わせたものと推認されるから、代表取締役、取締役及び監査役としての任務懈怠があり、これにつき少なくとも重大な過失があったというべきである。

イ これに対し、被告　　の陳述書（乙イ5）及び本人尋問における供述中には、被告　　は形式上日本エフエックスの代表取締役及び取締役となつたものにすぎず、日本エフエックスの業務には何らかかわっていなかつたとの記載部分及び供述部分がある。また、被告　　の陳述書（乙イ6）中には、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　、被告　　については、名義を借用して取締役及び監査役としたのにすぎず、日本エフエックスの経営には関与していないとの記載部分がある。

しかしながら、そもそも、上記記載部分及び供述部分を裏付ける客観的な証拠はない。また、被告　　の本人尋問における供述中には、被告　　は、日本エフエックスに出社していたことがあり、日本エフエックスの債務の保証をしたこともあるほか、日本エフエックスから月70ないし80万円の役員報酬を受領していたことがあり、日本エフエックスが顧客との関係で為替取引を行っていたことは認識していたとの供述部分があることに照らせば、被告　　が日本エフエックスの代表取締役及び取締役に就任していた当時、日本エフエックスの営業内容について全く知らなかつたものとは認められない。さらに、被告　　、被告　　、被告　　及び被告　　についても、同被告らが日本エフエックスの代表取締役、取締役及び監査役に就任するに当たって、日本エフエックスの営業内容について

全く知らなかつたとはたやすく認め難いことに加え、前記2のとおり、本件取引はそれ自体が公序良俗に反するとばく行為として違法であることを併せて考慮すれば、上記被告らが日本エフエックスの経営に関与していなかつたとしても、なお、取締役会の開催を求めるなどして本件取引のごとき取引を行うことをやめさせることは可能であり、かつ、上記被告らはそのような対処をしたことを認めるに足りる証拠はないことを併せて考慮すれば、上記記載部分及び供述部分によつても、前記アに認定、説示したところは左右されない。

その他、被告取締役ら8名が日本エフエックスの取締役及び監査役としての旧商法266条の3第1項、280条1項に基づく責任を免れるとすべき事情を認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上に述べたところによれば、被告取締役ら8名は、原告に対し、原告が本件取引によって被つた損害について、旧商法266条の3第1項、280条1項に基づき賠償する責任を負うものである。

(3) 以上の次第で、被告らは、原告に対し、連帶して、原告が本件取引によつて被つた損害を賠償すべき責任を負う。

#### 4 争点(3) (原告の損害)

(1) 争いのない事実等(2)のとおり、原告は日本エフエックスに対して、本件取引に当たり、1350万円を交付したものであること、証拠(甲10、原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、日本エフエックスから原告に対してはその全額が返還されていないことが認められることに照らせば、上記1350万円全額が、前記2(2)に認定した日本エフエックス、被告 及び被告の原告に対する不法行為と相当因果関係にある損害と認められる。

(2) また、原告は、本件訴訟の提起、追行を原告訴訟代理人に委任しており、このために支出する弁護士費用のうち、上記金額の1割に該当する135万円は、上記不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

## 5 争点(4)（過失相殺）

- (1) 証拠（甲10, 乙イ5, 原告本人, 被告 本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件取引の以前にもジェイ・ビー・リツ株式会社との間で本件取引と同様の外国為替証拠金取引を行って損失を被っていたにもかかわらず、日本エフェックスとの間で本件取引を開始したことが認められる。
- (2) しかしながら、前記2に認定、説示したとおり、日本エフェックス、被告 及び被告 そのほかの日本エフェックスの従業員らは、それ自体が違法な取引である本件取引を行うことを勧誘し、これを原告に行わせて、前記4に認定した損害を負わせたというものであって、その違法性の程度は極めて高いことに照らせば、前記(1)に認定した事情によっても、前記4に認定した原告の損害について公平の見地から過失相殺をすべき合理的な理由は到底認められない。
- (3) なお、被告 は、原告は外国為替証拠金取引の仕組みについて熟知した上で積極的に本件取引を行った原告の行為も違法であるから、原告の損害賠償請求は不法原因給付の類推適用により許されないとも主張するが、上記(2)に認定、説示したところにより、理由がない。

6 よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれらを認容することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条及び65条1項本文を、仮執行の宣言について同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第43部

裁判官 阿 部 雅 彦

## 事実経過一覧表

	原告の主張	被告取締役ら8名の反論等	被告の反論等
の属性	昭和6年　　に長野県で出生し、東京藝術大学を卒業して以来、ビオラ奏者として生活している者である。交響楽団を定年退職した後はオーケストラの任意団体で活動している。	認める。尚、原告は、年収が500万円くらい、1億円近くの資金があるということであった。また、これ迄に為替証拠金取引を1年くらいやっていたということであった。	不知
の来訪、基本契約の勧誘	平成17年3月下旬頃、原告は、いわゆる外国為替証拠金取引を行うと称するブラック業者である訴外ジェイ・ビー・リツ株式会社(以下、「JBR」という。)に金員を交付していたところ、被告会社従業員から、突然、原告方に電話があり、「JBRで取引をしているでしょう。あそこは悪い会社だから止めた方がいい。今度法律ができて規制に引っかかるから、取引ができなくなります。あの会社はダメですよ。危ないから早く止めた方がいい。」などと言われた。原告は不安になり、　と会うことになった。	大概認める。	不知
	原告方マンションのロビーでは、「JBRのやり方はひどいやり方だ。うちで何とかしましょう。(JBRから引き上げる100万円か200万円が)500万くらいにはなるでしょう。」などと言った。	は原告に対し、JBRとうち(日本エフエックス株)を比較してみてください。東京支店にも来てみて下さい。そして取引を内でお願いしますといったものである。	不知
	翌日、　と被告従業員が来訪してきた。　は、「私はこの辺に住んでいます、おじが金物屋(　金物店)をやっていて、そこにいます、自分は西日暮里に住んでいる」「お店が東京駅にあるので、　さんの家の近くを通って帰ることになりますね」などといって原告を安心させた。	大概認める。	被告　と原告の間で、世間話として、このような会話をしたことは概ね認める。

	原告の主張	被告取締役ら8名の反論等	被告の反論等
	外国為替証拠金取引についての説明はなく、未だに原告は本件取引が相対取引であること、差金決済取引であることを認識しておらず、被告会社がどこかで外国通貨を買ってしてくれるものであると誤信している。原告は、本件取引が被告会社と利益を対立させてするものであると説明され、その旨認識していれば、被告会社に金銭を交付してJBRの損失の挽回を依頼することはなかった。	被告の反論に同じ。	原告自身、既に、JBR等で外国為替証拠金取引を行っていたので、外国為替証拠金取引について十分理解していた。 被告も、外国為替証拠金取引について説明していく、更に、被告も原告に説明している。その上、被告会社の仕組みとして、営業担当者とは別に、個々の売買を管理する担当者が、再度説明して、顧客が理解しているかを確認することになっているので、原告は外国為替証拠金取引を十分理解していた。 その上で、原告は、被告会社で外国為替証拠金取引を行い、JBRでの損失を挽回しようとしたのである。
取引の開始	原告は、3月28日に120万円、3月30日に80万円、4月12日に250万円、4月18日に300万円を被告会社に交付した。	認める。	3月28日金120万円、3月30日金80万円の交付の事実は認めるが、その余は不知。
その後の取引の拡大	4月20日頃から、より、「長くて2週間です、2週間で必ず決済します」、「連休明けには決済できる」「もう入金できないか、もっとお金はないか」などとして、また、他の被告会社従業員から「社内で社員だけが使える特別な枠がある、それを特別使ってやるから」、「同じ枠をもっているから、の分も使え」などとして執拗に金銭交付を求められ、4月22日に200万円、4月25日に400万円を被告会社に交付した(以上、交付金員合計1350万円)。	4月22日、200万円、4月25日400万円の入金は認められる。その余は不知。	被告は関与していない。
原告に対する勧誘	5月はじめころ、から電話で、「予期せぬ事態が起こり、2週間では決済ができなくなった。」と言われた。原告は2週間という約束なのにどうしてくれるのかと詰問したが、は、ただ「すみません」などと言うのみであり、原告が「あなたはすみませんで済むかもしれないけど私は大借金しないといけないんだよ」などと言っても、埒が明かなかつた。	被告の反論に同じ。	連休明けに、相場の変動によって原告に赤字が出たので、被告が原告に「すみません」とは言った。 このとき、原告から、担当者を変更するように要望があり、かつ、預け入れた証拠金はオーケストラから横領した金銭であったことを知らされた。

	原告の主張	被告取締役ら8名の反論等	被告の反論等
	同電話の途中で、被告会社従業員某が電話を替わった。原告が、今決済すればどのぐらいかと問うと、　　はおよそ500万円である旨いい、「何とか挽回しようと思えばできます、やりますよ、今のままやっているとゼロになるかもしれないから、スワップ金利だけ確定に入る6カ国(コ)通貨にすればいい。月に6万くらいでも1年で60万くらいにはなるでしょう」と言ってきた。原告は、オーケストラの金を流用していたことから、　　にすぎるしかないと思いつめ、　　が言う、「6カ国通貨の取引」が行われた。	と原告との会話については大概認める。	不知
その後の取引の終了に至る経緯等	原告は、兄から金を借りてオーケストラから流用した金を補填することができるめどが立つこともあり、何度か　　に取引を終了するよう求めたが、　　は、「グループでやっているからできない、1人抜けるなら、誰か1人そこに入れなければいけない」と早口でまくし立てられるように言うのみで、取引を終了させなかつた。	不知。取引終了を拒否したことはありえない。唯、今仕切つたら損になるからもっと頑張りましょうと勧めたことはありうることである。	不知
	原告は、8月1日に文京区の消費生活相談センターを訪れて相談をし、同日、消費生活相談員を通じて取引の終了を申し出、さらに、8月8日には内容証明郵便によって取引の終了を申し出たが、被告会社は取引を終了させなかつた。	内容証明郵便の送達のみ認め、その余は不知。	不知
	原告は、8月25日に原告訴訟代理人に相談をし、8月26日に　　に電話をして取引の終了を求めたが、　　は、上記同様、「グループでやっているから1人だけ止めることはできない、1人抜けるなら誰か1人そこに入れなければいけない」と意味不明のことを述べ、取引の終了をさせようとしなかつた。	不知。	不知
客観的取引経過	原告の本件「取引」の客観的履歴は、別紙建玉分析表の通りである。	乙第1号証の委託勘定元帳の通りである。	知らないし争う

## 日本エフエックス

## 建玉分析表

全館

特定売買判定方法:バージン (全件に判定) 戻り日:不Q、重複有、戻り無地、Y-ト成立日+端断+成立時刻+進路+登録番号

出力日:2005年2月22日 1/3頁 頃  
時間:16:15:43

No.	成立日	取引名	販路	支店	支店	取引金額	支店預金	手数料	差引預金	開通	取引回数
1	2005/04/11	USD/JPY	108.2100			0	40	43,284,000.00			
2	2005/04/12	USD/JPY	107.6500			0	60	21,530,000.00			
3	2005/04/12	USD/JPY	107.6300	50 新		20	0				
4	2005/04/13	EUR/JPY	203.7600	50 新		30	0	32,239,000.00			
5	2005/04/15	USD/JPY	105.7900			50	90	101,690,000.00			
6	2005/04/25	EUR/JPY	82.6300			40	50	139,42,316,000.00			
7	2005/04/25	EUR/JPY	77.4600	56 新		65	50	54,563,000.00			
8	2005/04/27	USD/JPY	105.1400	20 新		116	196	51,123,600.00			
9	2005/04/27	EUR/JPY	202.2700			136	196	21,228,000.00			
10	2005/04/27	EUR/JPY	202.4800	124 新		50	196	101,135,000.00	745,000.00		
11	2005/04/27	EUR/JPY	202.1700			210	196	25,075,200.00			
12	2005/04/27	EUR/JPY	201.6400			124	66	240,000.00	384,400.00		
13	2005/04/27	USD/JPY	82.4800	66 新		20	66	216,320,000.00			
14	2005/04/27	USD/JPY	82.4800			36	150	54,436,000.00	-132,000.00	198,000.00	2
15	2005/04/27	USD/JPY	76.6300			65	36	216,54,436,000.00			
16	2005/04/27	EUR/JPY	75.6400	33 新		66	29	216,50,707,000.00	415,000.00	190,000.00	2
17	2005/04/27	EUR/JPY	37.1600			53	216	25,291,200.00			
18	2005/04/28	USD/JPY	106.1100	36 新		30	53	246,41,154,000.00			
19	2005/04/28	USD/JPY	105.8600			189	246	39,221,200.00			
20	2005/04/28	EUR/JPY	202.2500	20 新		35	53	246,38,109,500.00	111,500.00	100,000.00	0
21	2005/04/28	EUR/JPY	82.0200			53	226	40,450,000.00	122,000.00	60,000.00	0
22	2005/04/28	USD/JPY	92.3300	27 新		27	53	253,22,145,400.00			
23	2005/04/28	USD/JPY	76.6400			53	226	22,225,100.00	63,700.00		
24	2005/04/28	USD/JPY	76.9500	27 新		53	253	20,692,800.00			
25	2005/05/09	USD/JPY	105.2800	40 新		53	226	20,716,500.00	33,700.00		
26	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	20 新		53	166	42,116,000.00	-1,169,000.00	120,000.00	31,720,00
27	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	30 新		53	166	21,050,000.00	-472,000.00	50,000.00	16,740,00
28	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	40 新		53	136	31,507,000.00	-702,000.00	90,000.00	25,110,00
29	2005/05/09	EUR/JPY	198.7200			53	96	42,116,000.00	-200,000.00	120,000.00	17,360,00
30	2005/05/09	USD/JPY	81.3900	66 新		65	53	182,140,659,200.00			
31	2005/05/09	EUR/JPY	134.7400	30 新		53	116	53,717,400.00	-718,400.00	198,000.00	35,432,00
32	2005/05/10	USD/JPY	105.6800			53	66	40,422,000.00	-732,000.00	31,000.00	13,600,00
33	2005/05/10	EUR/JPY	196.9800	66 新		20	33	21,136,000.00	92,000.00	60,000.00	13,520,00
34	2005/05/10	USD/JPY	77.3400			33	0	171,016,800.00	137,602,00	258,000.00	5,094,00
35	2005/05/10	USD/JPY	77.3400			33	9	0	25,522,200.00	-231,000.00	99,000.00
36	2005/05/10	USD/JPY	76.3500	602 新		301	0	232,716,400.00			
37	2005/05/11	USD/JPY	76.9800	301 新		602	0	231,467,000.00	-1,324,400.00	303,000.00	4,816,00
38	2005/05/11	USD/JPY	77.1800			602	0	484,633,000.00	-2,046,800.00	1,406,000.00	-12,642,00
39	2005/05/16	USD/JPY	107.5200			10	0	10,752,000.00			
40	2005/05/16	EUR/JPY	198.6800			10	0	19,849,000.00			
41	2005/05/16	USD/JPY	81.5200			10	0	3,159,000.00			
42	2005/05/16	EUR/JPY	76.2400			10	0	39,000.00			
43	2005/05/16	EUR/JPY	135.2300			10	0	7,624,000.00			
44	2005/05/16	EUR/JPY	84.9100			10	0	50,523,000.00			
45	2005/06/03	USD/JPY	81.6400			6	0	4,998,400.00			

## 日本エックス

全路線

## 建玉分析表

特定売買判定方法:ルータ-1 (金券に割定) 建立日:不(裏面有、商品外極、リト)終立時間:翌営業日午後+登録番号

出力日:2006年2月22日 時間:16:15:44

No.	成立日	通貨名	建玉取引額	累計建玉額	累計建玉額	累計引落金額	手数料	ソフト	空引落益金	建玉額	建玉額
46	2005/06/03	USD/JPY	75,7700	5	0	71	3,718,500.00				
47	2005/06/03	CAD/JPY	85,4500	5	0	77	5,187,000.00				
48	2005/07/15	USD/JPY	112,1300	10	3						
49	2005/07/15	USD/JPY	112,1400	15	0	67	11,213,000.00	461,000.00	30,000.00	18,600.00	449,600.00
50	2005/07/15	EUR/JPY	197,1800	10	3						
51	2005/07/15	EUR/JPY	197,4100	12	0	72	19,716,000.00	-153,000.00	30,000.00	56,400.00	-116,600.00
52	2005/07/15	USD/JPY	84,2100	10	3						
53	2005/07/15	USD/JPY	84,2100	6	3						
54	2005/07/15	USD/JPY	84,3500	25	0	63	5,152,600.00	154,200.00	18,600.00	11,592.00	147,702.00
55	2005/07/15	USD/JPY	15,7600	10	3						
56	2005/07/15	USD/JPY	15,7600	5	3						
57	2005/07/15	USD/JPY	75,9500	25	0	70	3,768,600.00	-40,600.00	30,000.00	9,600.00	-50,400.00
58	2005/07/15	EUR/JPY	135,6400	10	3						
59	2005/07/15	EUR/JPY	135,6400	15	0	93	13,364,000.00	41,000.00	30,000.00	22,600.00	33,800.00
60	2005/07/15	CAD/JPY	92,7400	10	3						
61	2005/07/15	CAD/JPY	92,7400	6	3						
62	2005/07/15	CAD/JPY	92,7400	25	0	117	23,185,000.00	377,400.00	18,600.00	5,040.00	364,440.00
63	2005/08/02	EUR/JPY	198,3900	12	3						
64	2005/08/02	EUR/JPY	198,1200	15	0	165	23,805,800.00	117,600.00	36,000.00	101,904.00	118,100.00
65	2005/08/02	EUR/JPY	85,2600	25	0	120	29,713,000.00	235,000.00	75,000.00	20,700.00	180,700.00
66	2005/08/02	USD/JPY	85,3600	31	0	95	21,315,000.00	0			
67	2005/08/02	USD/JPY	76,6700	25	3						
68	2005/08/02	USD/JPY	76,6900	31	0	101	15,167,500.00	160,000.00	75,000.00	7,200.00	112,200.00
69	2005/08/02	EUR/JPY	136,7200	15	3						
70	2005/08/02	EUR/JPY	136,4700	25	0	117	20,508,000.00	162,000.00	45,000.00	10,260.00	127,250.00
71	2005/08/05	EUR/JPY	193,9100	31	3						
72	2005/08/05	EUR/JPY	185,9900	33	0	105	26,619,700.00	153,100.00	53,000.00	4,728,00	69,318,00
73	2005/08/05	EUR/JPY	136,0900	19	3						
74	2005/08/05	EUR/JPY	136,1400	23	0	138	23,376,700.00	307,800.00	57,000.00	2,166,00	232,906,00
75	2005/08/05	EUR/JPY	193,9100	15	3						
76	2005/08/09	EUR/JPY	200,0200	33	0	105	29,945,500.00	268,500.00	265,000.00	9,970,00	233,370,00
77	2005/08/09	USD/JPY	77,6800	31	3						
78	2005/08/09	USD/JPY	77,7600	35	0	137	10,001,000.00	24,000.00	33,000.00	3,472,00	217,372,00
79	2005/08/09	EUR/JPY	138,6100	29	3						
80	2005/08/09	EUR/JPY	138,6200	65	0	147	38,910,500.00	120,400.00	84,000.00	4,256,00	40,656,00
81	2005/08/18	USD/JPY	110,3100	5	3						
82	2005/08/18	EUR/JPY	188,9900	12	3						
83	2005/08/18	AUD/JPY	131,3600	15	3						
84	2005/08/18	EUR/JPY	77,2900	40	3						
85	2005/08/18	EUR/JPY	135,3500	65	3						
86	2005/08/18	EUR/JPY	135,3900	55	3						
87	2005/08/18	AUD/JPY	90,5500	27	3						
88	2005/08/19	USD/JPY	109,8500	50	3						
89	2005/08/29	USD/JPY	109,8500	12	3						
90	2005/08/29	EUR/JPY	138,5800	5	3						

# 日本エフエックス

全額納

## 建玉分析表

特定取扱判定方法:ルール (全件に判定) 建立日:不0、既投售、商品單独、アト:成立日+終了日+運送+チケット+税+登録商号

出力日:2006年2月22日 時刻:16:15:44  
3/ 3頁 頁v1

No.	建立日	品種名	数量	販売額	直 販 廉	直 販 運送	取引金額	手数料	支 払 金	支 払 金	スワップ	差 引 金	差 引 金	不
91	2005/08/29	SHP/JPY	198,538.00	17			0 162	33,750.00	51,000.00	-69,700.00	-103,722.00	11,516.00	-103,722.00	11
92	2005/08/29	ABD/JPY	83,010.00	33			0 129	27,333.00	49,000.00	-83,400.00	36,432.00	-1,045,968.00	-1,045,968.00	24
93	2005/08/29	A00/JPY	83,010.00	12			0 117	9,961,200.00	-42,000.00	-42,000.00	6,072.00	-71,928.00	-71,928.00	11
94	2005/08/29	A00/JPY	83,010.00	5			0 112	3,324,000.00	-54,500.00	-54,500.00	15,000.00	1,600.00	-77,900.00	20
95	2005/08/29	ED/JPY	76,480.00	40			0 72	30,592,000.00	-129,000.00	-129,000.00	7,040.00	-435,960.00	-435,960.00	10
96	2005/08/29	EUR/JPY	135,540.00	27			0 45	36,595,800.00	40,500.00	81,000.00	11,206.00	-29,214.00	-29,214.00	11
97	2005/08/29	CAU/JPY	92,170.00	25			0 20	23,042,500.00	-142,500.00	-142,500.00	75,090.00	22,500.00	-195,000.00	11
98	2005/08/29	CAU/JPY	92,170.00	20			0 0	10,634,000.00	60,300.00	4,400.00	183,400.00	183,400.00	11	
							-1,505,200.00	6,714,000.00	436,189.00	-7,763,011.00				

赤黒損益額: -1,505,200.00 手数料合計: 6,714,000.00  
差引換益額: -7,763,011.00 特定販賣比率:65.31% (決算件数) 特定販賣内訳 (販売件数の内): 直し18件、運転4件、逾駆4件 (決算49件、不駆2件)

## (乙.1)

## 建玉分析表

全額精

特定売買判定方法:「**ト**」(金算に得意)販立日、不Q、盈餘者、商品単位、「**ト**」:販立日+終了+設立時間+達成+ナックル+(R+1)×最終価格出力日:2005年2月22日 時間:19:12:38  
1/ 2頁 頁数

No.	販立日	取引相手名	数量	販値	販値差額	取引金額	売買残高	手数料	スワップ	差引残高金額	差引残高金額不
1	2005/04/11	USD/JPY	106.2100	40	43,784,000.00						
2	2005/04/12	USD/JPY	107.6300	39	0	32,289,000.00					
3	2005/04/12	USD/JPY	107.6300	20	0	21,530,000.00					
4	2005/04/18	GBP/JPY	203.7400	50	90	101,880,000.00					
5	2005/04/25	USD/JPY	105.7900	40	50	130,42,316,000.00					
6	2005/04/25	USD/JPY	82.6880	65	50	195,54,556,200.00					
7	2005/04/25	USD/JPY	77.4650	66	50	116,195,51,723,600.00					
8	2005/04/27	USD/JPY	106.1400	20	50	136,195,21,228,600.00					
9	2005/04/27	GBP/JPY	202.2100	50	45	195,101,195,600.00					
10	2005/04/27	USD/JPY	202.4180	124	50	210,195,745,600.00					
11	2005/04/27	GBP/JPY	202.1700	50	50	124,95,250,680,600.00					
12	2005/04/27	USD/JPY	201.6800	20	50	216,80,328,000.00					
13	2005/04/27	USD/JPY	92.4000	66	50	85,150,54,446,800.00					
14	2005/04/27	NAB/JPY	92.4800	50	50	85,216,54,435,800.00					
15	2005/04/27	USD/JPY	76.8300	50	50	216,50,707,800.00					
16	2005/04/27	USD/JPY	76.6400	33	50	216,25,291,200.00					
17	2005/04/27	EUR/JPY	137.1800	30	50	246,41,154,000.00					
18	2005/04/28	USD/JPY	105.1700	35	50	246,38,221,200.00					
19	2005/04/28	USD/JPY	105.6600	35	50	246,38,109,600.00					
20	2005/04/28	GBP/JPY	202.2500	20	50	226,40,450,000.00					
21	2005/04/28	USD/JPY	82.0200	35	50	253,33,145,400.00					
22	2005/04/28	USD/JPY	82.3300	27	50	226,53,223,100.00					
23	2005/04/28	USD/JPY	75.6400	20	50	253,27,692,500.00					
24	2005/04/28	USD/JPY	76.9500	27	50	226,29,776,500.00					
25	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	40	50	53,156,42,116,000.00	-1,163,000.00			34,700,00	-1,253,200,00
26	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	20	50	166,21,056,000.00	-472,000.00			16,740,00	-515,260,00
27	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	30	50	136,31,587,000.00	-802,000.00			25,110,00	-766,890,00
28	2005/05/09	USD/JPY	105.2900	40	50	96,42,116,000.00	-200,000.00			120,800,00	-302,640,00
29	2005/05/09	USD/JPY	104.7200	50	50	182,170,839,200.00					
30	2005/05/09	USD/JPY	91.3300	66	50	116,53,717,400.00	-71,9,400,00			198,000,00	-36,432,00
31	2005/05/09	EUR/JPY	134.7400	30	50	86,40,422,000.00	-732,000.00			90,000,00	-808,320,00
32	2005/05/10	USD/JPY	105.6800	50	50	86,21,136,000.00	-92,000.00			60,000,00	-13,520,00
33	2005/05/10	USD/JPY	106.6800	86	50	33,0,171,036,800.00	-137,600,00			253,000,00	8,084,00
34	2005/05/10	USD/JPY	77.3400	50	50	33,0,25,522,200.00	-231,000.00			99,000,00	-339,000,00
35	2005/05/10	USD/JPY	77.3400	50	50	301,0,232,793,400.00					
36	2005/05/10	USD/JPY	76.8500	502	50	602,301,462,637,000.00					
37	2005/05/11	USD/JPY	76.9000	301	50	602,0,231,459,000.00	-1,324,400,00			903,000,00	4,816,00
38	2005/05/11	USD/JPY	77.1900	50	50	602,0,454,683,800,00	-2,046,000,00			1,805,000,00	-12,642,00
39	2005/05/16	USD/JPY	107.5200	50	50	10,0,10,752,000,00					
40	2005/05/16	GBP/JPY	193.6900	50	50	10,0,19,689,000,00					
41	2005/05/16	USD/JPY	81.5300	50	50	10,0,9,159,000,00					
42	2005/05/16	USD/JPY	76.2400	50	50	10,0,7,624,000,00					
43	2005/05/16	EUR/JPY	135.2300	50	50	10,0,13,524,000,00					
44	2005/05/16	USD/JPY	84.9100	50	50	10,0,0,491,000,00					
45	2005/05/16	USD/JPY	81.6400	50	50	6,0,4,938,400,00					

## (乙1)

## 建玉分析表

2/2日 延べ  
出力日:2006年2月22日 時刻:19:12:33

特定売買判定方法:ルータ (金券[二種定) 成立日、不0、量複有、商品購入、7-1-成立日+締済+成立時間+通書+チェックマーク+登録番号

No.	成立日	品名	数量	積込金額	販賣金額	取引金額	販賣預算	手数料	スワップ	導引額度金	割引額度	日 額 不
46	2005/06/03	AUD/JPY	75,710			5 0 71	3,788,500.00					
47	2005/06/03	AUD/JPY	86,450			6 0 77	5,187,000.00					
48	2005/07/15	USD/JPY	112,130	10 漆		0 67	11,213,000.00	461,000.00	30,000.00	10,600.00	449,600.00	60
49	2005/07/15	USD/JPY	112,140			0 82	16,621,000.00					☆
50	2005/07/15	EUR/JPY	197,160	10 漆		0 72	19,716,000.00	-153,000.00	39,000.00	56,400.00	-126,600.00	60
51	2005/07/15	EUR/JPY	197,410			0 74	23,639,200.00					☆
52	2005/07/15	USD/JPY	94,210	10 漆		0 68	8,423,000.00	262,000.00	30,000.00	27,600.00	259,600.00	60
53	2005/07/15	USD/JPY	B4,210	6 漆		0 68	5,052,600.00	154,200.00	18,000.00	11,582,00	147,792,00	42
54	2005/07/15	USD/JPY	B4,320			0 93	21,680,000.00					☆
55	2005/07/15	USD/JPY	75,760	10 漆		0 83	7,576,000.00	-48,000.00	30,000.00	9,600.00	-63,400.00	60
56	2005/07/15	USD/JPY	75,760	5 漆		0 76	3,788,000.00	-500.00	15,000.00	3,360,00		
57	2005/07/15	USD/JPY	75,930			0 03	16,987,500.00					
58	2005/07/15	EUR/JPY	135,640	10 漆		0 93	13,564,000.00	41,000.00	30,000.00	22,800.00	33,800.00	60
59	2005/07/15	EUR/JPY	135,640			0 108	20,346,000.00					☆
60	2005/07/15	CAD/JPY	92,740	10 漆		0 88	9,274,000.00	743,000.00	30,000.00	12,000.00	765,000.00	60
61	2005/07/15	CAD/JPY	92,740	6 漆		0 92	5,514,400.00	377,400.00	15,000.00	5,040.00	364,440.00	42
62	2005/07/15	EUR/JPY	92,740			0 117	23,105,000.00					☆

建玉残高計: -3,674,700.00 手数料合計: 5,283,000.00 242,193.00 -6,715,507.00  
導引損益計: -3,715,507.00 特定売買比率: 75.99(決算時)

肯定売買内訳 (仮説4件の内: 直し1件、逃げ2件、両建て4件) (決算23件の内: 直し4件、不直1件)

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 19 年 1 月 24 日

東京地方裁判所民事第 43 部

裁判所書記官 三 石 順 子

